

第一牧志公設市場再整備事業 かわら版 第19号

市場事業者が実施する内装工事や引越しに関するお知らせ

7月1日の仮設市場オープンに向け、移転する市場事業者の皆さんの各種準備等に関するお知らせです。内容をご確認いただくようお願いいたします。

1. 内装工事・引越しに関する注意事項について ⇒ 1～3 ページ
2. 営業許可、営業報告手続きに関するお知らせ ⇒ 4 ページ
3. 食堂の移動什器の燻蒸について ⇒ 5 ページ

1. 内装工事・引越しに関する注意事項について

＜全ての市場事業者が対象＞

6月1日以降に各市場事業者が実施する内装工事や引越しにあたっては、**以下の注意事項を守って実施**するようお願いします。

また、**各市場事業者が依頼する内装工事の施工業者や引越し業者にも下記内容を伝え、遵守するよう指示**をお願いします。（業者への配布用に、本かわら版を公設市場2階の管理事務所カウンターにおいておきますので、必要に応じ活用してください）

また、内装工事にあたっては、過日配布の「**第一牧志公設市場再整備事業の仮設市場移転に関する市場事業者が実施する工事（C工事）内容**」に記載された**全体共通の基準、各部門の基準を再度確認**いただき、**遵守**するようお願いいたします。

《共通事項》

1. 仮設市場内での工事や作業の可能期間・時間帯

内装工事 6月1日（土） ～ 6月16日（日） の 午前8時 ～ 午後9時

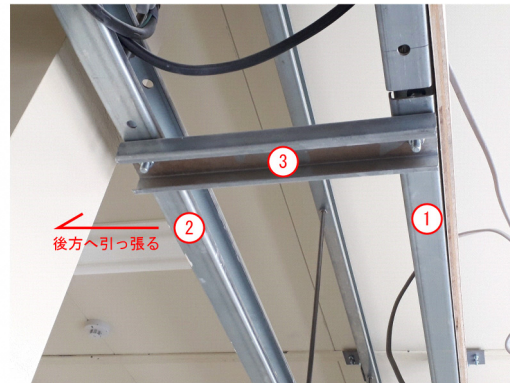
引越し 6月17日（月） ～ 6月30日（日） の 午前8時 ～ 午後9時

※ただし、午後6時以降の仮設市場敷地内の屋外での音の出る作業（鋼材の切断等）は、周辺への配慮のため禁止します。

2. 内装工事・引越しの際に**小間内や共有部分を損傷した場合は、原因者負担による原状復旧が必要**となりますのでご注意ください。

《内装工事に関する事項》

1. 壁など新たに造作する場合、**素材は不燃材料を使用**してください。また、資材承認書など不燃認定番号がわかる資料は、工事を終えても（施工業者にて）**保管**をお願いします。
2. 部材をカットしたり、道具を広げたり、**工事を行うすべての工程は、店舗の小間内で行うよう施工業者に指示**をしてください。（共通の通路や隣接の小間へのはみだしは、他の市場事業者の通行や機材運搬に迷惑がかかります）
3. **工事や引っ越し作業に伴う電気及び水道については、自身の小間内で用意された電源と水道を使用するよう施工業者に指示**してください。なお、使用した電気代や水道代は市場事業者の負担になります。
4. 仮設市場のスペースが限られているため、内装工事で使用する部材等は、極力加工した状態で搬入し、現地での部材加工を減らすよう施工業者に指示してください。
5. **市場事業者自らが鋼材やアルミなどの切断を行う場合は、摩擦で火花が発生する恐れがありますので、仮設市場敷地内の屋外で行ってください。**
6. 吊り棚の棚板の取り付けは、横断する鋼材（①、②）の下にブレ止めで固定されている鋼材（③）を一度外し、設置する必要があります。固定している鋼材（③）のネジを外し、小間背面側の鋼材（②）を後方へ引っ張り棚板をはめてください。



7. 小間内に扉（ウエスタン扉など）を設置する場合は、**扉の固定するために補強をつける必要があります**。補強は、壁内部の骨組みに固定するようにビスを打ち施工してください。（骨組みは軽鉄で施工されているため、マグネット磁石で位置を把握することができます）
8. シンクやショーケース、製氷機など**厨房機器類の排水は、小間内に用意している排水管へ接続**してください。
9. 給水は、**小間背面天井から突き出している給水管を利用**し配管してください。（赤いバルブが小間内に向いている給水管が、その小間の専用となります）



9. 工事の際発生するゴミや木くずなどは施工業者に持ち帰らせる等各自で対処するとともに、安全管理を徹底してください。
10. 施工業者等の駐車スペースは下図の駐車スペースを利用するか、周辺の民間駐車場を利用するよう指示してください。荷下ろしのための短時間の停車を除き、仮設市場周辺への路上駐車は絶対に行わないようにしてください。

【内装等専門業者用駐車スペースについて】

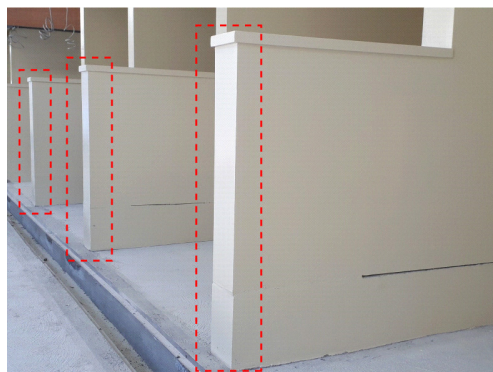
- ・ 駐車可能時間帯
6/1～6/30 8:00～21:00 (21時以の駐車不可)
- ・ 満車の場合は周辺の民間駐車場を利用
- ・ 路上駐車は禁止
- ・ 駐車スペース前の道路は JAL シティから仮設市場への一方通行です。(仮設市場側からの進入は不可)



11. 喫煙は市が指定した場所でのみ許可します。指定場所以外（路上、仮設市場建物内等）での喫煙は絶対に行わないよう施工業者に指示をしてください。

《引越しに関する事項》

1. 大型の什器や機器などの搬入が多くあるため、小間内の壁の角や通路側に設置する什器や機器などについては、各自でキズ防止のための養生を行うことを推奨します。



2. 梱包している段ボールや発生するゴミは市場事業者各自で処分してください。
3. 搬入する際、他の店舗事業者へ迷惑にならないよう、通路や共有の場所に荷物を放置しないようにしてください。
4. 2Fの床はフロアシートとなり、衝撃によってはがれる場合があります。大きなものを搬入する場合は、養生をするなど、キズをつけないように配慮して行ってください。

2. 営業許可、営業報告手続きに関するお知らせ

＜営業許可、営業報告が必要な市場事業者が対象＞

(1) 今後のスケジュールについて

先日は商人塾で開催した食品衛生講習会にご参加いただき、ありがとうございました。
7月1日の仮設市場オープンに向けた今後のスケジュールは下記のとおりです。

- ・ **6月24日（月）まで** 各市場事業者が保健所窓口**に営業許可申請書（営業許可）、特定営業報告書（営業報告）を提出**
※検査の前日までに書類提出が必要です。
- ・ **6月25日（火）～26日（水）** 保健所による**各店舗の検査**
※検査の際に保健所から指摘があった場合は、28日までに指摘事項の対応、再検査が必要となります。

(2) 申請書類等の配布場所について

書き損じ等で営業許可申請書や特定営業報告書が必要な方は、公設市場2階の管理事務所カウンターに書類箱（右写真）を置いてありますのでご自由にお取りください。記入例と食品衛生責任者養成講習会の申込書類も置いてあります。



書類棚

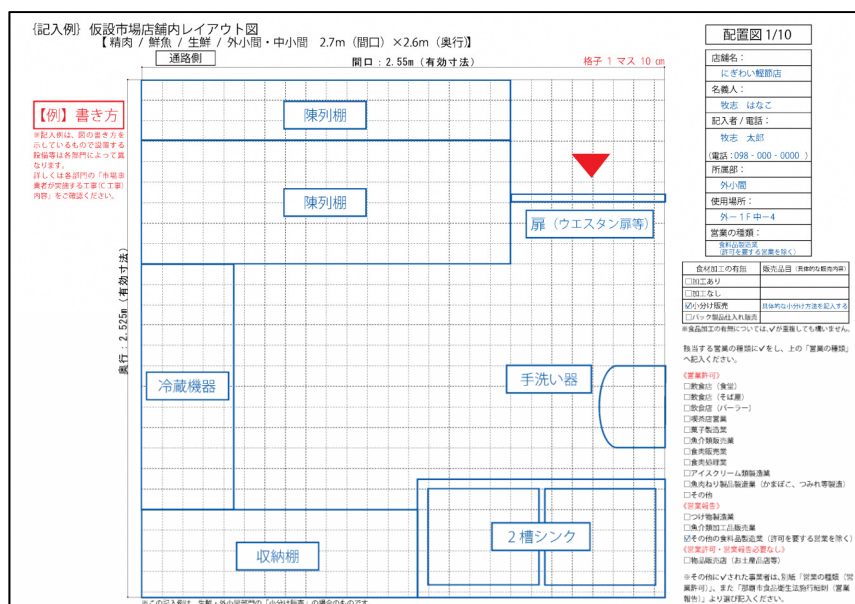
(3) 申請書記入にあたっての注意事項

営業許可申請書（営業許可）、特定営業報告書（営業報告）に記入する営業所の所在地は、「**那覇市松尾2-7-10**」（仮設市場の住所）を記入してください。

また、あわせて保健所に提出する平面図は、過日那覇市に提出した「仮設市場店舗内レイアウト図」を提出してください。（内容に変更がある場合は修正して提出してください）

営業所	所在地	那覇市松尾2-7-10		
	名称等	※店舗名称を記入	電話番号	※店舗電話番号を記入
営業の種類		許可番号及び許可年月日		備考

記入例



仮設市場店舗内レイアウト図の例

3. 食堂の移動什器の燻蒸について

＜食堂の市場事業者が対象＞

現市場から仮設市場に移動する厨房機器等については、市が委託した業者が実施する燻蒸処理を行った上で仮設市場へ運搬していただきます。

燻蒸処理のスケジュールは以下の通りです。

6月3日（月）15：00～ 食堂説明会 場所：商人塾

6月17日（月） 燻蒸処理什器置場設置
※現市場2階各店舗付近に委託業者が置場をマーキングします

6月17日（月）～燻蒸処理実施迄 各市場事業者が置場に厨房機器等を移動

6月20日（木）・21日（金） 10時 燻蒸処理の実施
※燻蒸処理は4～6時間程度かかります。
※燻蒸処理後、翌日迄に仮設市場への運搬をお願いします。
※20日と21日のどちらで実施するかは、12日実施の説明会実施時に希望を確認します。

ご意見をお寄せください。 那覇市 経済観光部 なはまち振興課
第一牧志公設市場建設室 TEL：098-863-1750（直通）